

特 殊 健 康 診 断

動 向

平成24年度の動向としては、

1. 印刷事業場で使用していた化学物質に暴露した労働者に高い頻度で「胆管がん」が発生していた事案が判明した。改めて、化学物質管理の徹底が求められる年となった。
2. 厚生労働省は、平成25年3月8日「第12次労働災害防止計画」を公示した。これは労働者の安全と健康を確保するため、国が重点的に取り組む事項を定め、平成25年4月から平成30年3月までの5年間を計画期間とする中期計画である。
3. 特殊健康診断に係る法令等の改正としては、平成24年10月1日特定化学物質障害予防規則等の改正が公布され、平成25年1月1日から新しく次の3物質について「特定第2類物質」、「特別管理物質」として健康診断が規定された。業務の経歴や作業条件の簡易な調査のほかそれぞれ次の項目について、健康診断を行わなければならない。

- (1)インジウム化合物……せき、たん、息切れ等の自覚症状、血清インジウムの量の測定、血清KL-6の量の測定、胸部X線直接撮影（雇入れまたは配置替えの際）
- (2)コバルト及びその無機化合物……せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の自他覚症状
- (3)エチルベンゼン……対象となる業務は、屋内作業場等において行う塗装業務。
眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の自他覚症状、尿中マンデル酸の量の測定

現 状

前年に比較して、特殊健康診断の受診団体数は407団体で同数。また、受診者数は68,517名から67,791名へと726名減少（1.1%減少）している。主として、受診者が増加したのは、

行政指導健診	623名増加（22,799→23,422）
有機溶剤	238名増加（17,595→17,833）
特定化学物質	97名増加（6,464→6,561）

受診者数が減少したのは

じん肺	633名減少（3,555→2,922）
その他の特殊健診	508名減少（6,303→5,796）
電離放射線	439名減少（7,004→6,565）

石 綿

49名減少（3,408→3,359）

行政指導健診の受診者が増加しているが、その主なものは、VDT業務で1,252名増加（8,522→9,774）している。昨年は、2,517名減少しており前年の脱落した団体が回帰した故かもしれない。受診団体は84から81団体に減少している。有機溶剤と特定化学物質の受診者は増加しておるが、中央労働災害防止協会が発行している「労働衛生のしおり」でも、受診者は増加しており、法改正や「胆管がん」の影響があるかもしれない。

その他、特殊健康診断の結果について、例年と大きな変化はみられない。

また、生物学的モニタリングとされる血中鉛や尿中代謝物等の検査結果も、例年と大きな変化はないが、有機溶剤では、分布2、分布3を示す受診者が、14,451名中293名（2.02%）みられる。

今後の課題

厚生労働省では、化学物質対策として、平成18年以降は①事業者がリスクアセスメントを実施しその結果に基づいて自主的な管理を実施する②重篤な健康障害のおそれのある物質については国がリスク評価を行い、リスクが高い場合は規制を行う、との方向性が示された。平成25年度は、カーボンブラック、クロロホルム、四塩化炭素等17物質について製造、取扱い状況等の調査を行い評価を実施することとなっている。そのほか、胆管がんの原因物質の1つとして考えられる1-2ジクロロプロパンについてリスク評価の結果、発がんのリスクが高く、規制が必要であるとの結論になったことから、特定化学物質障害予防規則等の改正が、平成25年8月13日に公布され、10月1日から特別管理物質として規定され、洗浄、払拭業務に従事する労働者に対して健康診断を行うことが規定された。

また、労働者にがんを起こすおそれのある化学物質として、2-アミノ-4クロロフェノール、1-フロモブタンが追加され、「化学物質による健康障害防止指針」が平成24年10月10日改正された。計28物質が対象とされたので注意が必要である。

関係の集計表は132頁に掲載